

令和 2 年農林水産省告示第 301 号（農薬原体の検査方法を定める件）の
一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 7 年 5 月 23 日
農林水産省消費・安全局

この度、「令和 2 年農林水産省告示第 301 号（農薬原体の検査方法を定める件）の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「法」という。）による改正前の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき登録の申請がなされた農薬（農薬登録申請者の申請に基づき、農業資材審議会農薬分科会検査法部会でその農薬原体の成分規格等が審議されたもの）について、農薬原体の検査方法を定め、告示することとしております（「農薬原体の検査方法を定める件」（令和 2 年農林水産省告示第 301 号）において告示。以下「検査法告示」という。）。

今般、検査法告示における農薬原体の成分規格及びその分析法の追加及び削除について農業資材審議会農薬分科会検査法部会の了承を得たため、当該追加及び削除を行う改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和7年5月23日～令和7年6月21日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

令和2年農林水産省告示第301号（農薬原体の検査方法を定める件）の一部改正案